

取手市緑の基本計画 見直しの要旨

1. 見直しの背景

(1) 社会情勢の変化 (P1~2)

- ・現計画策定（令和元年）以降、人口減少・少子高齢化が一層進展し、また、コロナ禍を経て働き方・住まい方に対する価値観の変化がみられるなど、社会の転換期を迎えている。
- ・地球温暖化による気温上昇・豪雨災害の甚大化、生物多様性への危機感など、自然との共生の重要性がより増している。

(2) グリーンインフラの視点の導入 (P2)

- ・自然との共生、持続可能な社会形成に向け、みどりを「グリーンインフラ」としてとらえ、その多面的な機能を効果的に活用することが求められている。
- ・国では、令和5年に「グリーンインフラ推進戦略 2023」を策定し、ネイチャーポジティブ（生物多様性）やカーボンニュートラル、Well-beingなど、新たな潮流への対応を示している。
- ・緑の基本計画は、市町村におけるグリーンインフラの取組を示す役割が求められる。

(3) 新たな上位関連計画への対応 (P6~12)

- ・コンパクトなライフスタイルに向けた「取手市立地適正化計画」が令和2年に策定され、新たな都市構造を踏まえた拠点整備等を計画に反映する必要がある。
- ・市の最上位計画である総合振興計画・基本構想の実行計画である「とりで未来創造プラン 2024」が令和6年に策定され、重点施策等を計画に反映する必要がある。
- ・グリーンインフラを踏まえ、子育て、健康増進など、より幅広く関連計画との連携に留意する必要がある。

2. 主な見直し箇所

(1) 緑地面積・現況図等の更新 (P16~20)

- ・都市計画基礎調査（R2）、公園台帳（R6）等より緑地面積を再集計し、緑の現況図を更新した。
- ・基準となる計画策定時（H27）の緑地面積についても、集計項目を精査し、再集計した。
- ・緑地面積は計画策定時から、山林、生産緑地等が減少し、全体で約 9 ha 減となったが、都市公園面積は、新設・拡張、市民緑地の都市緑地指定等により 27.1ha 増加した。

(2) みどりに関する課題の整理 (P21~26)

- ・「第1章 取手市のみどりの現況と課題 2 みどりに関する課題」に、「2-1 グリーンインフラとしての“みどり”の活用」を新設し、本市においてグリーンインフラとして活用すべき方向性を整理した。
- ・現計画では、みどりの課題を地域別に整理していたが、グリーンインフラを踏まえた市全体のみどりの課題を明確化するため、「2-2 市のみどりの特性と課題」を新設し、項目ごとに特性と課題を整理した。

(3) 基本理念の見直し (P27)

- ・グリーンインフラ、みどりの特徴と課題を踏まえ、前計画の理念に、「自然との共生」、「豊かな暮らし」の視点を加え、以下のとおり理念の見直しを図った。

現計画	見直し素案
水と緑を身近に感じることのできるまち ・とりで	自然との共生のもと、 水と緑を身近に感じ、 豊かな暮らしのできるまち・とりで

(4) 基本方針の見直し (P28~31)

- ・みどりの特徴と課題、基本理念を踏まえ、基本方針の見直しを図った。
- ・基本方針2については、緑と水のレクリエーション拠点に加え、駅周辺・桑原地区等の都市を魅力づける新たな拠点を含む方針とした。
- ・取組のねらい・目的が分かるよう、また、できるだけ簡素な表記となるよう文言を再整理した。

	現計画	見直し素案
基本方針1	取手の原風景である潤いのある景観を保全します	郷土の風景・自然を継承する水辺・里・森の保全
基本方針2	スポーツ・レクリエーションの場として活用できる緑と水の拠点およびネットワークを整備します	都市の魅力を高める水辺・みどりを活かした拠点形成とネットワーク化
基本方針3	市民のニーズに合わせて公園・都市緑地を改善・更新します	豊かな暮らしを支える身近な公園・緑豊かな街並みの形成
基本方針4	防災拠点となる緑を確保します	防災・減災に寄与するみどりの充実
基本方針5	市民や自治会町内会、NPO法人、市民活動団体、事業者との協働・連携による緑化活動を推進します	地域ぐるみで緑を育て・守る活動の展開

(5) みどりの将来構造の見直し (P32~33)

- ・駅周辺の都市機能誘導地区、大規模開発を予定する桑原地区を「にぎわい交流拠点」として加えた。
- ・「にぎわい交流拠点」「水と緑の拠点」等を環状につなぐ「とりかん」を緑のネットワークとして加えた。

(6) 目標水準の更新 (P34~36)

- ・緑地確保目標については、緑地の現状維持が目標であり、今回集計した令和6年緑地面積を目標年次に維持すべき目標とした。
- ・都市公園等の整備水準については、今後、整備が見込まれる公園を想定し、中間年次、目標年次の目標面積を設定した。また、現計画で目標とした1人当たり都市公園面積は、人口動向による数値変動が大きいことから、参考値として示すこととした。
- ・その他緑地の保全、協働による取組等に関し、定量的な把握が可能な項目を新たに選定し、計画の進捗を多面的に評価するための補助的な指標として設定した。

(7) 施策の体系・個別施策の見直し (P38~52)

- ・5つの基本方針に基づき、施策の方向性及び個別施策を再整理した。
- ・個別施策については、庁内調査の結果を踏まえ、現計画に対し、継続・廃止・新設等の方向性を確認した上で、新たな基本方針毎に再編した。
- ・以下の施策を削除した。

No.	施策名称	内容	背景
施策 5	農地の流動化の検討	優良な農地を保全していくために、休耕地の貸し借りや売買（流動化）を促進し、農地として活用していくための仕組みづくりを検討します。農業従事者の方々へのアンケート調査等を行い、流動化の可能性のある休耕地の把握や活用方策について検討を行っていきます。	個人の資産に対し流動化を促進するのは困難。施策 33 でカバー。
施策 46	オープンガーデンの検討	オープンガーデンとは個人の庭を一般の方に公開するもので、イギリスで生まれました。花や緑を通じて個人の庭が人々のふれあいの場となり、その活動が街並みにまで波及していくことを期待して、「とりでオープンガーデン」の開催を検討します。開催にあたっては市民団体と協働で事前の周知方法や誘導の仕組みづくり、支援策について検討します。	コロナ化以降実施が困難。
施策 50	土地所有者間における情報共有の促進	樹林地の保全を推進するため、保全活動の必要性や活動に対する理解を得るなど、樹林地所有者間での情報共有を支援していきます。	施策 49 でカバー。
施策 57	計画の推進に向けた役割分担	緑の現状や緑に対する社会的・時代的要請を踏まえながら、市民、土地所有者、団体（自治会町内会、NPO 法人、市民活動団体）、事業者、そして市が、それぞれの役割を果たすための役割分担を検討します。	第 6 章 計画の進行管理に組み入れ

- 新規施策として、以下の施策を追加した。

No.	施策名称	頁
施策 14	森林環境税を活用した緑地保全の検討	42
施策 22	北浦川緑地の拡充によるにぎわいの創出	44
施策 23	やすらぎ苑周辺整備	44
施策 25	取手駅西口周辺地区における緑を活かしたにぎわい空間の演出	44
施策 26	藤代駅北口整備事業に伴う街路樹等の充実	44
施策 27	桑原地区における開発計画に合わせた上質な公園・都市緑地等の整備	45
施策 31	都市軸となる街路等の緑化・修景の検討	45

- 以下の施策について改定を行った。

No.	施策名称	頁
施策 4	稲戸井調節池整備における自然環境保全	40
施策 17	取手緑地運動公園の利用のしやすさの向上	43
施策 34	低未利用地の公園等の活用	46
施策 54	みどり創出のための制度の活用と拡充	51
施策 55	優良緑化施設認定制度 (TSUNAG) の活用	51

(8) 地域別方針の見直し (P53～P65)

- 個別施策の見直しを踏まえ、各地域において対応すべき変更施策、新規施策の内容を反映した。
- 地域別施策の主な見直し内容は以下のとおりである。

地域区分	主な見直し内容	頁
取手駅周辺地域	・取手駅西口再開発の広場・歩行者空間等の創出を追加 ・井野小学校跡地の整備内容の見直し	54
藤代駅周辺地域	・藤代駅周辺道路事業にあわせた道路緑化等を追加	56
国道沿道地域	・桑原地区の魅力的なにぎわい・交流空間の創出を追加	58
北部地域	・変更なし	60
東部地域	・斜面林保全策の見直し	62
西部地域	・稲戸井調節池の整備内容の見直し ・やすらぎ苑周辺整備を追加 ・斜面林保全策の見直し	64

(9) 公園配置計画の削除 (現計画5章「公園配置計画」)

- 現計画では、公園配置計画として、井野小学校跡地の整備及び藤代駅周辺の公園空白域の解消を位置づけていたが、第6章「1 優先的な施策（案）」において井野小学校跡地の整備を記載しており、また、今回の見直しに伴い公園空白域の解消も優先的な施策に位置づけることとし、公園配置計画は削除した。

(10) 緑化重点地区の追加 (P66～70)

- ・現計画で緑化重点地区に位置づける取手駅西地区は、今後、再開発事業が予定されていることから、引き続き緑化重点地区とし、再開発事業における整備の方向性を示した。
- ・大規模な商業施設開発が予定される桑原地区を新たに緑化重点地区に位置づけ、大規模開発を活かした魅力的な公園緑地等が創出されるよう、整備の方向性を示した。
- ・本市を代表する緑豊かな街路景観を形成するふれあい道路沿線について、新たに緑化重点地区に位置づけ、街路樹の更新や雨水流出抑制などの整備の方向性を示した。

(11) 優先的な施策の見直し (P71～75)

- ・みどり活用の新たな観点である「にぎわい・活性化」を踏まえ、優先的な施策の一部見直しを図った。
- ・新たな方針として「市の活性化に資する緑の整備・活用」を設け、緑と水辺の拠点の活性化及びにぎわい交流拠点（緑化重点地区：取手駅西口地区、桑原地区）の空間演出等を優占的な施策として位置づけた。
- ・現計画の方針「井野小学校跡地の整備・活用」、「市民ニーズを踏まえた公園施設等の整備」を「市民ニーズを踏まえた身近な公園等の充実」として統合し、井野小学校跡地の整備、公園空白域への公園・緑地等の整備を優先的な施策として位置づけ、削除した公園配置計画の施策を継承した。

(12) 計画推進体制の新設 (P76)

- ・現計画「施策 58 計画の推進に向けた役割分担」を削除し、同内容に対応する第 6 章「3 計画の推進体制」を新設した。
- ・推進主体を「市民・事業者」「団体」「取手市」の 3 者に整理し、それぞれの役割をより具体的に記載した。